

久賀小だより



主体的な学びの実現に向けて～家庭学習について～

本校における家庭学習のサポート体制についてお知らせします。

本校では、一人一人が自分に必要な学習に主体的に取り組むことができるよう、発達段階に即して、授業での取り組みと共に、児童の家庭学習支援を行っています。まず、各学級で「家庭学習オリエンテーション」を行います。その後「①家庭学習の手引き」や自らの学びを調整する「②家庭学習カード」の活用、具体例の提示、個別支援などによりサポートしていきます。なお、家庭学習を実行する主体はご家庭（児童本人・保護者）となりますので、ご家庭におかれましても、環境づくりや励ましの言葉掛けをよろしくお願いいたします。わからないことがございましたら、担任までご相談ください。

- | | |
|------------|---|
| ○ 家庭学習の内容 | 1・2年生【家庭学習習慣の定着期】 漢字・計算ドリル・プリント中心
2年生後半【自主学習移行期】 宿題＋自主学習
3・4年生【自主学習習慣の定着期】 自主学習＋（宿題）
5・6年生【自主学習深化期】 // |
| ① 家庭学習の手引き | →お子さんへのアドバイスの際に、ご活用ください。（HPにも掲載）
学習メニュー例や学年到達目標時間が載っています。 |
| ② 家庭学習カード | →毎日、ご家庭で内容をご確認の上、サイン等をお願いします。
児童が、その日の学習予定・学習した内容・振り返りを記入します。 |

久賀小学校いじめ防止基本方針について

ホームページに「令和7年度 学校いじめ防止基本方針」を掲載しました。ぜひ、ご一読ください。いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得ることであり、全ての児童に関わる問題です。児童の人権を守り、生命・心身を保護するため、いじめは常に組織で対応していきます。そこで、保護者の皆様にもご承知おきいただきたいことがあります。いじめの定義です。

「いじめとは、子供と一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子供が心身の苦痛を感じているもの」
～取手市みんなでいじめをなくすための条例より～

注意したいことは、加害者側の悪意の有無や継続性や反復性は一切関係なく、行為の対象となった子供の苦痛の有無こそがいじめの判断基準となることです。学校におきましても未然防止に努めますが、万が一、定義に当てはまる事案が発生した際、学校はいじめとして対応に当たること、必要に応じ、警察等の関係機関と連携することをご承知おきください。

○本校で実施している内容例

- | | | |
|--------------|-----------------------|----------------|
| 【いじめ未然防止策】 | ☆チーム指導を生かした学年・学級経営の充実 | ☆課題未然防止教育の実施 |
| 【早期発見のための取組】 | ☆学校生活アンケートの計画的実施 | ☆誰でも相談できる体制づくり |

※SNS やインターネット、オンラインゲームによるトラブルやいじめは予兆も含め、学校からは見えにくく、把握しきれないところがあります。学校で気付いた時には深刻化している例が多いです。ご家庭において、お子様の様子の変化を見ていただき、SNS等の使い方について「家庭のルール」をご確認ください。